

部門研究調査運営委員会 運営要綱

(役 割)

第1条 本委員会は、部門における研究調査活動について、その効果的かつ円滑な遂行を図る。

(審議事項)

第2条 委員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- 1 技術委員会の新設・廃止・統合および活動内容の変更等に関する審議（研究経営会議の調整を経て部門役員会で承認）
 - 2 専門委員会の新設・廃止・統合および活動内容の変更等に関する承認（部門役員会を経て研究経営会議に報告）
 - 3 技術委員会委員の選定
 - 4 技術委員会が計画する研究会等技術会合の開催の調整
 - 5 電気規格調査会との連絡・調整ならびに技術委員会が計画する電気規格関係の技術的調査の調整
 - 6 本学会内の他機関からの要求事項に関する調整ならびにそれらの機関との協同活動に対する支援
 - 7 他の学会またはその委員会等との協同活動に際しての協力ならびに調整（部門役員会を介して理事会に報告）
 - 8 技術報告および技術報告単行本の出版
 - 9 その他、部門の研究調査活動の円滑な運営に資する事項
2. 前項の各事項について、他部門と関係が深いと考えられる場合は、当該部門の部門研究調査運営委員会と十分に連絡をとる。
3. 他部門との調整が必要な場合は、研究経営会議に対し要請する。

(構 成)

第3条 委員会の構成は次による。

委員長	副部門長
副委員長	部門研究経営担当（前任・後任）
幹事	必要に応じ、1～2名（議決には不参加）
第1号委員	若干名
第2号委員	当該部門の技術委員会委員長および電気規格調査会副会長

(委員の選定)

第4条 委員会の構成員の選定は次による。

- 1 第1号委員は、部門役員会が部門の正員の中から選定し、会長名で委嘱する。
 - 2 幹事は、委員会の委員長が正員の中から選定し、会長名で委嘱する。
2. 委員選定手続きの詳細は、別に細目に定める。

(任 期)

第5条 第1号委員の任期は3年とし、3月末に改選する。再任は妨げないが、引続き2期を越えてはならない。

(開 催)

第6条 委員会の開催は、原則として年4回とする。

(運 営)

第7条 委員会の運営要領は次による。

- 1 第1号委員および第2号委員は、同等の責任において「部門規程」「研究調査規程」ならびに議決事項の円滑な運営にあたる。
- 2 第2号委員は、担当の技術委員会の活動状況・計画を報告する。
- 3 副委員長は、委員会所掌に関し、委員長委任事項と議決事項をあらかじめ明確にしておく等、委員長を助けて議事が円滑に進むよう事務的配慮を行う。
- 4 委任状を含め3分の2以上の出席がなければ議決を行うことができない。
- 5 議事は特別の規定がない限り、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合には委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第8条 委員会の議事録は、副委員長が作成し保管する。

(付則)

1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成3年5月24日より施行する。
3. 本運営要綱は平成16年4月13日、研究経営会議において一部改正。
4. 本運営要綱は平成17年6月30日、研究経営会議において一部改正。